

## 法科大学院評価基準要綱(Ⅱ部) の主な改定点

独立行政法人  
大学評価・学位授与機構  
平成22年11月1日

1



National Institution for Academic  
Degrees and University Evaluation

### 1. 法学未修者1年次の法律基本科目6単位増 に関する変更

#### ○ 法律基本科目の必修総単位数の上限の弾 力化

＜基準2-1-5＞

法律基本科目の開設必修科目の上限の**62  
単位**（公法系科目10単位、民事系科目32  
単位、刑事系科目12単位、+ $\alpha$  8単位）の  
ほか、1年次配当の**6単位**を限度として必修  
とすることを可能とした（最大**68単位**）。

【要綱7頁、新旧7頁】

2

## 1. 法学未修者1年次の法律基本科目6単位増に関する変更

### ○ 履修科目登録単位数の上限の弾力化

#### <基準3-3-1>

法学未修者1年次に配当される法律基本科目は、36単位とは別に6単位を限度として履修登録可能とした(最大42単位)。

【要綱14頁、新旧14頁】

#### [解釈指針3-3-1-1(抜粋)]

各年次(最終年次を除く。)における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則(略)。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれ6単位を限度として履修登録させることができる。

- (1) 法学未修者1年次に配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。

## 1. 法学未修者1年次の法律基本科目6単位増に関する変更

### ○ 修了要件単位数に占める法律基本科目の上限の弾力化

#### ＜基準4-2-1(3)＞

修了要件単位数の3分の1以上を法律基本科目以外から修得するが、修了要件単位数に基準2-1-5の6単位は算入しないこととした。 【要綱18頁、新旧19頁】

## 1. 法学未修者1年次の法律基本科目6単位増に関する変更

### ○ 法学既修者の修得みなし単位数の上限の弾力化

#### ＜基準4-2-1(1)ウ＞

修得したものとみなすことができる単位数の上限の30単位を超えて、基準2-1-5の6単位を修得したものとみなすことを可能とした。  
(修了要件単位数が93単位を超える分の単位数に限る。) 【要綱17頁、新旧19頁】

[基準4-2-1(1)ウ(抜粋)]

(略)ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

[解釈指針4-2-1-1(抜粋)]

基準4-2-1(1)ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。

## 1. 法学未修者1年次の法律基本科目6単位増に関する変更

### ○ 修了要件単位数の上限の弾力化

<基準4-2-2>

修了認定に必要な修得単位数の上限**102単位**を超えて、基準2-1-5の**6単位**を修得可能とした(最大**108単位**)。

【要綱18頁、新旧20頁】

## 2. 法律実務基礎科目の充実及び修了に必要な単位数の変更

### ○ 法律実務基礎科目の必修単位数の下限の引き上げ

＜基準2-1-6＞

法律実務基礎科目の必修単位数の下限を6単位から10単位に引き上げた。

【要綱7頁、新旧8頁】

（基準4-2-1の修了要件単位数も同様。）

### [基準2-1-6(2)(抜粋)]

(1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

イ ローヤリング

ウ クリニック

エ エクスターンシップ

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(※ ア～オの内容は省略)

## 2. 法律実務基礎科目の充実及び修了に必要な単位数の変更

### ○ 法律実務基礎科目における実務家教員と研究者教員の連携協力

#### <基準2-1-6>

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要であるとした。

【要綱8頁、新旧10頁】

#### [解釈指針2-1-6-1(抜粋)]

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

### 3. GPA制度の進級判定・修了認定への積極的活用

#### ○ 進級要件の設定・修了判定におけるGPA制度の効果的活用

##### <基準4-1-2>

進級要件を定めるに当たって、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましいとした。

【要綱16頁、新旧17頁】

##### <基準4-2-1>

修了判定に当たって、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましいとした。

【要綱18頁、新旧20頁】

#### [解釈指針4-1-2-2(抜粋)]

進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

#### [解釈指針4-2-1-2(抜粋)]

法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

#### 4. 入学者選抜試験における適性試験の活用

##### ○ 入学者選抜における適性試験の適切な利用

###### <基準6-1-4>

入学者選抜試験において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する最低基準点に照らして適切に利用されていることが必要であるとした。 【要綱24頁、新旧25頁】

##### [解釈指針6-1-4-2(抜粋)]

入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。



## 5. 競争倍率、修了者の進路等を踏まえた入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善

### ○ 入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を踏まえた改善の取組

#### <基準6-2-3>

在籍者数、競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しなど入学者選抜の改善の取組がなされていることが必要であるとした。

【要綱25頁、新旧27頁】

17

## 6. 法学既修者認定試験における試験科目と履修免除科目の統一的な運用

### ○ 法律科目試験の対象となった法律基本科目の履修免除

#### <基準4-3-1>

履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野の授業科目に限られることが必要であるとした。(履修免除の対象を明確化。)

【要綱19頁、新旧21頁】

18

[解釈指針4-3-1-2(抜粋)]

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。

## 6. 法学既修者認定試験における試験科目と履修免除科目の統一的な運用

### ○ 法学未修者1年次配当の必修科目の一括免除

<基準4-3-1>

法学既修者の認定は、原則、法学未修者1年次の必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われることが必要であるとした。

【要綱19頁、新旧21頁】

[解釈指針4-3-1-3(抜粋)]

法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。(略)

## 7. 修了者の質の確保に関する取組等の評価

○ 修了者の進路及び活動状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置状況、入学者選抜の状況等を含む自己点検及び評価の実施、その結果の活用

<基準11-1-1>

修了者の進路及び活動状況等の事項に関する自己点検及び評価の実施及びその結果の活用が必要であるとした。 【要綱37頁、新旧42頁】

(関連基準:<基準1-1-2>)

[基準11-1-1(抜粋)]

(略)当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

[解釈指針11-1-1-1(抜粋)]

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- (1)教育課程の編成
- (2)成績評価の状況
- (3)入学者選抜の状況
- (4)学生の在籍状況
- (5)専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
- (6)修了者の進路及び活動状況